

内閣総理大臣 安倍晋三 様

公益財団法人 日本宗教連盟

理事長 岡田光央 様

新型コロナ・ウィルス危機での支援政策の一環として、
宗教団体への公金支出に断固抗議します。

新型コロナ・ウィルスの感染症拡大により事業への影響を受けている中小企業等への「持続化給付金」の対象に宗教法人や宗教団体を含めるようにとの日本宗教連盟の要請を受けて、政府与党内での検討が行われた旨の報道がなされました。2020年度第2次補正予算案の検討段階とはいえ日本国憲法20条、および89条が定めている「信教の自由」と「政教分離原則」を全く無視し、ないがしろにしたこのような姿勢に断固抗議します。

宗教法人や宗教団体に公金を支出することは、重大な憲法違反行為であり、国や地方公共団体が宗教団体に便宜を図ることは「目的効果基準」に則り違憲であるとして、愛媛玉串料訴訟の最高裁判決（1987年）で確定していることから、たとえ感染症拡大のような危機を理由にしても、政教分離原則が無視され、宗教法人や宗教団体の自主独立性が侵されることがあってはなりません。

今後、追加の支援政策が整えられるに際しても、宗教法人や宗教団体を対象とすることがないよう強く求めます。

2020年6月18日

日本バプテスト連盟理事会